

2025 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社ネクスグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 石原 直樹
(スタンダード市場・コード 6634)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役管理本部長 齊藤 洋介
電 話 03-5766-9870

連結子会社における仮処分申立てに関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社ZEDホールディングス(以下「ZEDホールディングス社」といいます。)において、株式会社クシム(以下「クシム社」といいます。)より、株主総会(以下「本件株主総会」といいます。)の招集許可を求める申立て(以下「申立て」といいます。)がなされ、裁判所より当該招集を認める決定が下されました。この招集決定を受け、当社は本件株主総会においてクシム社による議決権行使を禁止する仮処分(以下「本件仮処分」といいます。)の申立てを本日行いましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

本件申立ては、非訟手続に基づくものであり、これは通常の訴訟とは異なり、裁判所が当事者の権利義務を最終的に確定するのではなく、後見的立場から紛争や事務処理を監督・調整する手続です。非訟事件では、当事者の主張や提出された証拠に限定されず、裁判所が職権で判断材料を収集し、柔軟に判断を行うことが特徴です。そのため、本件に関する裁判所の決定には理由の開示がなく、判断の根拠や経緯が明確にされない取扱いとなっております。

また、当該決定は、クシム社がZEDホールディングス社の株主であることを法的に確定したものではありません。形式的に申立てが受理されたことに基づき、本件株主総会の招集が許可されたものに過ぎず、ZEDホールディングス社株式の取得の有効性や、同社におけるクシム社の実質的な株主資格を法的に確定したのではなく、あくまで形式面に基づく暫定的な措置にすぎません。

当社としては、本決定によりクシム社の株主としての地位が確定したとは認識しておらず、本件の本質的な争点は別途訴訟により判断されるべきものであると考えております。現在のところ、株主としての地位が確定しない中で、あくまで株主総会の招集のみが認められたに過ぎません。しかしながら、当社には招集通知が届いておらず、正式な株主名簿と異なる構成のもとで総会が開催され、決議がなされるおそれがあります。当社はこのような手続には強く反対しており、これを阻止するために差止めの申立てを行った次第です。

こうした状況を踏まえ、当社は、本件株主総会におけるクシム社による議決権の行使には重大な疑義があると認識しており、ZEDホールディングス社における企業統治の適正性および他の株主の利益を保護する観点から、2025年8月7日付で、本件仮処分の申立てを行いました。

本件仮処分の申立ては、ZEDホールディングス社における株主総会運営の公正性を確保するための措置であり、当社といたしましては、今後も関係法令および適切な法的手続に則り、必要な対応を講じてまいります。

引き続き、当社および当社子会社へのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上